ボリコナゾール（当該薬剤（ドライシロップ剤に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	040080x1xxx1xx
	040150xx97x0xx
	040150xx99x0xx
	040150xx99x1xx
	180010x0xxx0xx
62 ボスチニブ水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130050xx99x4xx
63 バニプレビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x1xx
64 ミダゾラム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx99x1xx
	010230xx99x00x
65 ペグアイルグラスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
66 ホメピゾール（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	161070xxxxx00x
	161070xxxxx01x
	161070xxxxx10x
	161070xxxxx11x
	161070xxxxx3xx
67 ストレプトゾシン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
68 アレムツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130050xx97x2xx
	130050xx99x2xx

○厚生労働省経済産業省告示第三号

日本工業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第六号）第二条第二項第一号の規定に基づき、平成十八年四月二十日厚生労働省経済産業省告示第一号（日本工業規格への適合性の認証に関する省令第二条第二項第一号の規定に基づく鉱工業品及び品質管理の規格）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十五日から適用する。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一

本則中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

○経済産業省告示第二百二十七号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインの一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン

経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン（平成十六年経済産業省告示第四百三十五号）の一部を次のように改正する。

I中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「実施される医薬品」の次に「、医療機器等」を加え、「及び市販後調査」を「並びに製造販売後の調査及び試験」に改め、「及び「医薬品の市販後調査の基準に関する省令（平成9年厚生省令第10号）」」を「、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第10号）」等」に改め、「薬事法の規定による医療用具の製造、輸入承認申請のために実施される臨床試験及び市販後調査についても同様である。」を削る。

附　則

この告示は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第千九十五号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一高速自動車国道常磐自動車道の項中「常磐富岡インターチェンジ」の下に「、浪江インターチェンジ」を加え、「相馬インターチェンジ」の下に「、新地インターチェンジ」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年十二月六日から施行する。

○国土交通省告示第千九十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十項の規定により、平成二十六年十一月十二日付けをもって、港湾管理者が四日市港管理組合である埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　特例港湾運営会社の商号及び本店の所在地
イ　商号
四日市港埠頭株式会社
ロ　本店の所在地
四日市市霞二丁目一十六番地二
二　意見書の処理の経過
意見書の提出なし
三　当該特例港湾運営会社の指定の理由
1　四日市港埠頭株式会社の特定埠頭群の運営の事業の内容は、四日市港港湾計画に適合するものであると認められる。
2　1のほか、四日市港埠頭株式会社は、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。
3　四日市港埠頭株式会社は、特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。
4　以上により、四日市港埠頭株式会社は港湾法附則第二十項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を港湾管理者が四日市港管理組合である埠頭群を運営する者として指定する。

○国土交通省告示第千九十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十項の規定により、平成二十六年十一月十二日付けをもって、港湾管理者が名古屋港管理組合である埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　特例港湾運営会社の商号及び本店の所在地
イ　商号
名古屋港埠頭株式会社
ロ　本店の所在地
名古屋市港区空見町四十番地
二　意見書の処理の経過
意見書の提出なし